

11 運輸関係

(1) 運輸分野の基本方針

競争の促進や事業者の創意工夫による事業活動の活性化、新規事業の創出、サービスの多様化や高度化、運賃・料金の多様化や低廉化等の利用者利便の増進を図り、これらを通じて人の移動の円滑化、物流の効率化を図る観点から、これまで実施してきた規制改革措置の成果をより確実なものとするとともに、引き続き、参入規制、運賃・料金規制の緩和等の規制改革を推進することにより、利用者の自己責任による事業者選択の拡大及び事業者の自由な経営戦略の展開を促進する。

また、国民・事業者負担の軽減を図るため、届出等の手続についての電子化、ワンストップサービス化等を通じて、出来る限り手続の簡素化を進める。

(2) 運輸分野の重点事項

参入規制、運賃・料金規制等の改革

事業活動の活性化、利用者利便の増進等を図るため、倉庫業、貨物運送取扱事業、トラック事業等の関係規制の改革を推進する。

国民・事業者負担の軽減

気象測器の検定方法の簡素化、輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス（シングルウィンドウ化）の推進等により、申請者負担の軽減を図る。

(3) 個別事項

ア トラック事業等

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
トラック事業の運賃・料金規制 (国土交通省)	トラック事業の運賃・料金規制について、現行の事前届出を事後届出とするとともに、運賃・料金の掲示の義務付けについては、宅配便のように一般消費者が利用者となる場合を除き、原則的に廃止する。 【鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）】	改定・運輸ア	結論	法案成立後公布	措置（4月施行予定）
トラック事業の営業区域規制等 (国土交通省)	現在の営業区域制度を廃止する。 【鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）】 また、これに併せ、現在拡大営業区域で15台としているトラック事業の許可の基準となる車両の保有台数について、全国一律5台にまで引き下げる。	改定・運輸ア	結論	法案成立後公布	措置（4月施行予定）
貨物運送取扱事業の参入規制 (国土交通省)	a 第一種利用運送事業の参入規制について、許可制の登録制への緩和につき検討し、所要の措置を講ずる。 【鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）】	改定・運輸ア a	結論	法案成立後公布	措置（4月施行予定）
	b 運送取次事業の参入規制の廃止について検討し、所要の措置を講ずる。 【鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）】				
貨物運送取扱事業の運賃・料金規制 (国土交通省)	貨物運送取扱事業の運賃・料金規制について、条件整備を図った上で事後届出制とすることにつき検討し、所要の措置を講ずる。 【鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）】	改定・運輸ア	結論	法案成立後公布	措置（4月施行予定）
第二種利用運送事業の許可申請手続 (国土交通省)	第二種利用運送事業の許可申請手続の簡素化について検討する。 【平成15年国土交通省令第11号】	改定・運輸ア	検討	検討	措置（4月施行予定）
車高規制（国	積載時の車高が3.8メートルを超える車両（コン	重点・運			検討・実

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
土交通省、警察庁)	テナや完成自動車を運搬する車高4.1メートルの車両等)の通行に関し、安全性を確保しつつ物流を効率化するための車高規制の見直しについて検討し、実施する。	輸6、全国実施 103、1215			施
セミトレーラ等の積載条件(車両総重量) (国土交通省)	重量が車両制限令に定める最高限度を超える車両の通行に関し、安全性を確保しつつ物流を効率化するためのセミトレーラ等の積載条件(車両総重量)の見直しについて検討し、実施する。	重点・運輸5			検討・実施
分割不可能貨物を輸送する基準緩和車両等の輸送規制 (国土交通省)	分割不可能貨物を輸送する基準緩和車両の回送時における関係法令の基準内の輸送に関する規制緩和等については、関係法令の基準内の輸送が厳に遵守されることが前提となるため、平成9年10月の基準緩和の認定に係る審査の強化等の効果を見極めつつ、安全性の確保について12年度に得られた一定の結論を踏まえ、引き続き検討する。 【平成14年国土交通省通達】	改定・運輸ア	検討	措置済	

イ タクシー事業

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
タクシー事業の緊急調整措置 (国土交通省)	緊急調整措置の発動要件と手続について、不断に見直しを行い、真にやむを得ない場合に厳に限定されるよう運用する。特に、非流し地域における実車率の低下率の数値引き上げを含めて、安易な需給調整規制の復活という事態に至らないよう、制度の不断の見直しを行う。また、同措置を発動する場合には十分な説明責任を果たすこととする。	重点・運輸7(1)、ビジネス1(1) エ(イ) 〔改定・運輸イ〕	逐次実施		
タクシー事業の運賃・料金規制 (国土交通省)	遠距離運賃の大幅弾力化や特定ゾーンでの定額運賃化が真に機能するよう運用する。また、自動認可運賃(速やかに認可するものとして公示した運賃)の下限を下回る運賃設定に係る認可の際の個別審査に当たっては、いわゆる「追い越し」の禁止と「不当な競争」や「差別的取扱い」のみ	改定・運輸イ	適宜実施		

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
	を審査することとし、認可制の下であっても規制は上限規制に限られるという点を厳守する。				
タクシー事業の運賃・料金に係る処理期間の短縮 (国土交通省)	標準処理期間の運用について見直しを行い、類似の内容の申請に対する処分が行われている場合等については、その審査結果を活用するなど、処理期間の短縮を図る。 【平成15年国土交通省通達】	重点・運輸7(3)		措置済	
NPOによるボランティア輸送に係る有償運送の可能化 (国土交通省)	公共交通機関の利用が困難な高齢者、身体障害者等を個別に又はこれに近い形で輸送するサービスである、いわゆる“STS(スペシャル・トランスポート・サービス)”については、「構造改革特区推進のためのプログラム」において「NPOによるボランティア輸送について有償運送を可能化」とされていることから、その措置内容等を基本にしつつ、今後構造改革特区にとどまらず、全国的にその実現を図る方向で検討し、結論を得る。	重点・運輸7(2)		結論	

ウ 自動車の検査

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
非常信号用具の取付位置要件の緩和 (国土交通省)	自動車用の非常信号用具の取付位置については、現在運転席から見える位置とされているが、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討する。	改定・運輸ウ	検討	検討	検討・結論
回転式助手席及び脱着式シート取扱要件の緩和 (国土交通省)	我が国では、事故時の乗員保護の観点から、シートを後方に向けた場合にシートベルトが装着できない回転式又は脱着式シートを認めていないため、シートを前方に向けた状態で基準を満たせば認めているEEC基準に適合した自動車の販売が不可能となっているが、国際整合性及び安全確保の観点から、その妥当性について検討する。	改定・運輸ウ	検討	検討	検討・結論
車検制度	安全で環境との調和がとれた車社会の実現を	重点・運		逐次実施	

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
(国土交通省)	目指すという車検・点検整備制度の本来の目的を念頭に置き、かつ諸要望の内容も考慮しつつ、その在り方について、必要なデータ等を収集の上、常に検討して改善を図る。なお、その際には、国民に対する説明責任を全うするとともに、十分な透明性を確保する。	輸4			
けん引自動車及び被けん引自動車に係る車検制度 (国土交通省)	トレーラの自動車検査証にけん引可能な車名・型式を記載する現行制度を維持しつつ、簡素化された代替的な制度として、連結装置を取り付けた自動車について、関係団体から提供されたデータをもとにユーザーから記載事項変更の申請があった場合には、原動機、ブレーキ、連結装置の性能等から求められる最大けん引重量(おおむね2トンを超えない範囲)を自動車検査証の備考欄に記載し、その数値を超えない範囲でトレーラをけん引することができるようにするべく、関係団体からのデータ提供方法、けん引に係る関係者間の役割分担の明確化、連結装置の技術的要件等について具体的な検討を行う。	改定・運輸ウ	検討	検討	検討・結論

工 船舶航行

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
危険物積載船の入港及び荷役に係る荷役許容量の見直し (国土交通省)	昨今のコンテナ荷役の安全性向上等について調査を行い、許容量の緩和について検討を行い、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。 【平成13年国土交通省(海上保安庁)通達】	改定・運輸工	措置済 (4月実施)		
東京湾、伊勢湾への夜間入出域制限の見直し (国土交通省)	浦賀水道航路及び伊良湖水道航路における液化ガス積載船等の夜間入出域制限について、関係者の意見を踏まえ緩和の可能性について検討する。	改定・運輸工	検討	検討	検討・結論
瀬戸内海における巨大	備讃瀬戸東、同北、同南及び水島航路等における巨大船に対する夜間航行制限について、関係者	改定・運輸工	検討	検討	検討・結論

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
船への航行 管制の緩和 (国土交通省)	の意見を踏まえ緩和の可能性について検討する。				
危険物積載 船舶の荷役 時の船間保 安距離の緩 和 (国土交通省)	タンカーによる引火性危険物の荷役を行う岸壁の船間保安距離の緩和について検討を行う。	改定・運輸工	検討	結論	措置

オ その他

事項名	措置内容	改定計画等との関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
船舶登記制 度と船舶登 録制度の一 元化 (法務省、国 土交通省)	申請人の負担軽減の観点から、船舶登記制度と船舶登録制度の実質的な一元化について検討を行い、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。	改定・運輸 オ	検討	検討	検討・ 措置
船員職業紹 介事業等の 規制緩和 (国土交通 省)	船員職業紹介事業及び船員労務供給事業について、学識経験者、労使の代表をメンバーとする国土交通省の「船員職業紹介等研究会」において検討が行われており、船員労働の状況を勘案しつつ、一定の要件を満たす者が許可を受けて有料で行うことを認める方向で、出来る限り早期に結論を得る。(船員中央労働委員会の意見聴取が必要)	改定・運輸 オ	検討	検討	結論
倉庫業に係 る規制 (国土交通 省)	a 倉庫業の参入規制について、許可制を登録制に改める。 【倉庫業法の一部を改正する法律(平成13年法律第42号)】	改定・運輸 オ a	法案成 立、公布	措置済 (4月 施行)	
	b 倉庫業の料金の事前届出制を廃止し、必要に応じ事後チェックを行う仕組みとする。 【倉庫業法の一部を改正する法律(平成13年法律第42号)】	改定・運輸 オ b	法案成 立、公布	措置済 (4月 施行)	
気象測器の 検定	気象測器の検定については、気象庁長官に代わって一定の能力を有する民間の法人(営利法人を	改定・運輸 オ	法案成 立、公布	措置済 (4月	

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
(国土交通省)	含む。)が検定を行うことができる制度を導入するとともに、検定の実施方法の簡素化を図る。 【気象業務法の一部を改正する法律(平成13年法律第47号)】			施行)	
自動車損害賠償責任保険の政府再保険(国土交通省)	自動車損害賠償責任保険の政府再保険の廃止については、被害者保護の充実、政府保障事業の維持、政府再保険の運用益を活用した政策のうち必要な事業の継続、自動車ユーザー等へのメリット、合理的な範囲内のコストによる制度改正の5条件の実現の方向を確認した上で行う。 【自動車損害賠償保障法及び自動車損害賠償責任再保険特別会計法の一部を改正する法律(平成13年法律第83号)】	改定・運輸 オ	法案成立、公布	措置済 (4月施行)	
エアサスペンション装備車の軸重制限(国土交通省)	エアサスペンション装備の車両の道路構造物に与える影響について自動車産業界等との協力の下で行った技術的検討から得た結論を踏まえて、エアサスペンション装備の車両の軸重制限の緩和について、必要な措置を講じる。	改定・運輸 オ	検討	結論	措置
特殊車両通行許可手続(国土交通省)	特殊車両通行許可手続について、電子申請手続の導入と併せて申請書類の電子化、審査期間の短縮、申請書類の削減、提出部数の削減等の簡素化について検討し、措置する。	重点・全国 別表1203 〔改定・運輸 オ〕	検討	検討	検討・ 措置
フォークリフトの速度制限の緩和(国土交通省)	車種区分により異なるフォークリフトの速度制限について、今後、国際整合性及び安全確保の観点から、国際的に車種区分が統一されるよう、関係者間で議論を進めた上で、その妥当性について検討を行う。	改定・運輸 オ	検討 (13年度以降)		
鉄道軌道上の特別高圧送電線の施設規制の緩和(国土交通省)	鉄道軌道上を交差する特別高圧送電線について、鉄道又は軌道の外側から3メートルの範囲内にある部分の長さが100メートル以下となるよう施設しなければならないとされている規定について、性能規定化の検討を早急に進める。 【平成13年国土交通省令第151号】	改定・運輸 オ	鉄道について措置済 (3月施行)	軌道について検討	

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
鉄道車両の 検査周期 (国土交通 省)	a 内燃動車の定期検査の周期について、所要の 安全性が確認されたものを延伸する。 【平成13年国土交通省令第126号、平成13年国土交 通省令第151号、平成13年国土交通省告示第1786 号】	改定・運輸 オ a	措置済 (3月施 行)		
	b 新幹線車両の定期検査の周期について、所要 の安全性が確認されたものを延伸する。 【平成13年国土交通省令第151号、平成13年国土交 通省告示第1786号】	改定・運輸 オ b	措置済 (3月施 行)		
自動車の保 安基準 (国土交通 省)	保安基準のうち、操縦装置の取付位置基準及び 座席の最小奥行寸法基準について、国際的な動向 を踏まえて見直しを検討する。 【平成14年国土交通省令第84号】	改定・運輸 オ	検討	検 討 (座席 の基準 につき 措 置 済)	操縦装 置の基 準につ き検討
高速道路に おける自動 二輪車の二 人乗りに関 する規制 (警察庁)	高速自動車国道等における自動二輪車の二人乗 りを認めることの可否について調査・検討し、結 論を得る。	改定・運輸 オ	検討	検討	可能な 限り早 期に最 終結論
国管理空港 における第 一類構内営 業者が行う 営業に係る 料金規制 (国土交通 省)	価格又は料金の設定又は変更について地方航空 局長の承認を受けなければならない構内営業の指 定から、直接一般旅客がその対価を支払わないも の(ターミナルビルにおいて行う貸室業及び航空 機燃料供給固定施設提供業)を外す。 【平成13年国土交通省告示第1121号】	改定・運輸 オ	措置済 (7月実 施)		
内航海運暫 定措置事業 の運営方法 (国土交通 省)	交付金単価の一層の減額を行うとともに、健全 で透明性のある施策を講ずる。	改定・運輸 オ		検討	実施
港湾運送事 業に係る規	規制緩和を先行して実施した主要9港以外の港 についても、需給調整規制を廃止し免許制を許可	重点・運輸 1、ビジネ		検討	結 論 (15年

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
制 (国土交通省)	制にするとともに運賃・料金の認可制を事前届出制とする規制の改革に向けて検討し、所定の結論を得て、以降速やかに措置を講ずる。	ス1(1) エ(ア) 〔改定・運輸才〕			度中に結論を得て、以降速やかに措置)
輸出入・港湾関連手続 (財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省)	a 輸出入・港湾関連手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)の推進について、既往の部分システムの改善にも努めつつ、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するために、関係省庁が協力して、検討・調整を進め、平成15年度の出来るだけ早い時期に運用開始する。その際、利用者からの意見・要望を踏まえ、実施時期についても少しでも繰り上げて早期に実現する。	重点・運輸 2、全国別表505、702、939、1001、1117、1209 〔改定・運輸才〕	検討・調整	検討・調整	7月中旬を目途に運用開始
	b さらに、昨今の進歩著しい情報技術革新の潮流と今回のシングルウィンドウ化の成果と問題点を踏まえ、既存システムの相互接続にとどまらず、改めて輸出入・港湾に関する全ての手続の徹底した見直しを行い、より信頼度が高くかつ運用コストの低廉な新しいシステム構築について検討する。	重点・運輸 2		逐次検討	
海上輸出貨物に関する予備審査制度の導入 (財務省)	輸出貨物のコンテナヤード搬入以前に輸出申告の予備申告を行い、搬入次第即許可となる制度を設ける	重点・円滑化別表(1) 36			検討・結論
簡易申告制度の改善 (財務省)	多くの輸入業者が簡易申告制度を利用できるようにするため、貨物の指定、担保の提供等に係る要件を速やかに見直し、特に輸入許可の要件に関しては、「直近1年間に24回以上輸入許可を受けた貨物」との指定を「直近1年間に6回以上」に見直す。	要望等			実施
通関体制の整備(税関)	港湾の24時間フルオープン化に向けた動きに対応する上での問題点を把握するため、コンテナ貨	要望等			14年10月から措置

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
の執務時間の拡大) (財務省)	物取扱実績の多い官署において、税関の執務時間外における一定の時間帯に職員を配置する通関体制の試行を実施する。				
検疫の24時間化 (厚生労働省)	検疫の24時間化については、現在、財務省関税局において実施されている「税関の執務時間外における通関体制の試行」において利用実績等の調査を行っているところであり、この結果に基づき、貨物到着前の届出制度や開庁時間延長の運用により対応する。	重点・全国 別表940			措置
21自動車保有関係手続 (警察庁、総務省、財務省、国土交通省)	自動車保有に関する手続(検査・登録、保管場所証明、自動車関係諸税等の納付等)のワンストップサービス化について、平成17年における確実な運用開始を図るとともに、関連する法令の着実な整備を図る。このため、おおむね平成15年を目途として、地方公共団体の財政状況等に配慮した上で、特定地域を選定し、システムの実用化に係る試験運用を行う。 なお、軽自動車についてワンストップサービス化する際には、現在は軽自動車検査協会が独自に行っている軽自動車の登録管理についても接続のインターフェイスを統一化すること等により、申請者負担の軽減が図られるようにする。	重点・運輸 3、円滑化 別表(1) 1 〔改定・IT E22b(e) 〕〕			おおむね15年を目途に試験運用(17年運用開始)
22貨物鉄道事業の参入規制及び運賃・料金規制 (国土交通省)	貨物鉄道事業の許可に係る需給調整規制及び運賃・料金の上限認可制を廃止する。 【鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)】	改定・運輸 才		法案成立後公布	措置 (4月施行予定)
23水先料金 (国土交通省)	各強制水先区において、料金のベースとなるきょうどう距離等について港湾整備の進捗状況等を踏まえた再検討を行い、料金を見直す。	重点・全国 別表1201			措置
24農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎の	グリーンツーリズム推進のため、公共交通機関の利用が困難な地域において農家民宿等がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、その輸送活動により公衆の利便が阻害されるおそ	重点・全国 別表1202		措置済	

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
ための輸送が可能であることの明確化 (国土交通省)	れがなく、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うかぎりにおいて可能であるような運用の明確化を図る。 【平成15年国土交通省通達】				
25農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅行業法の解釈の明確化 (国土交通省)	グリーンツーリズム推進のため、農家民宿が運送、宿泊サービスを自ら提供して、これに農業・農林体験への参加を付加して販売する場合は、旅行業法の対象とならないことにつき、解釈を明確化し、関係団体・関係者に対し、その趣旨の徹底を図る。 【平成15年国土交通省通達】	重点・全国別表1207		措置済	
26燃料電池自動車完成車輸送車両のトンネル通行の制限の見直し (国土交通省)	道路法(昭和27年法律第180号)上、一定量を超える水素を搭載する完成車両輸送(トレーラー)については、水底トンネルの通行を禁止・制限できるとしているが、車両輸送を円滑に実施する観点から、必要な実験の実施及びその検証・評価を行った上で、安全性の確保を前提として、搭載水素の制限数量を再点検し、必要な見直しを行う。	重点・円滑化1(2)			15年度中に実験データを取得した上で16年度中に措置
27混雑空港発着枠の再配分 (国土交通省)	国内航空事業では、平成17年に混雑空港発着枠の再配分が行われるが、その際には、客観性及び透明性の確保や支配的事業者とその他の事業者との競争条件に十分配慮した上で、基準を明確かつ具体的に設定する。	重点・ビジネス1(1)イ		14年度以降検討	
28国内航空事業における新規参入に係る対応 (公正取引委員会)	a 国内航空事業分野では、新規参入者の開設した路線に係るその割安な料金を標的にして、競合する路線・時間帯の特定便に係る料金値下げが既存航空事業者によって行われ、公正な競争が阻害されているのではないかと指摘があるが、独占禁止法(昭和22年法律第54号)違反行為への厳正な対応等、適切な対応を図る。	重点・ビジネス1(1)イ		14年度以降逐次実施	

事項名	措置内容	改定計画等との 関係	実施予定時期		
			平成13年度	平成14年度	平成15年度
(国土交通省)	b また、事業運営上不可欠な搭乗受付カウンター、旅客搭乗橋等の空港施設についても、既存事業者が使用しているスペースを新規参入者が公平に使用できるよう、新規参入者の要望を踏まえ、既存事業者に協力を要請する。	重点・ビジネス1(1) イ		14年度以降逐次実施	